

原田 完 議員	一般質問 . . . 1
みつなが 敦彦 議員	一般質問 . . . 7
島田 敬子 議員	一般質問 . . . 13
他会派の一般質問項目 20

●京都府議会 2018年2月定例会一般質問が2月13日、14日、15日に行われ、日本共産党の原田 完議員、みつなが敦彦議員、島田敬子議員が質問を行いました。一般質問と答弁の概要を紹介します。

2月定例会 一般質問

原田 完 議員 (日本共産党・中京区)

2018年2月13日

【原田】日本共産党の原田完です。知事並びに関係理事者に質問いたします。

山田知事は次期知事選挙には不出馬表明されましたが、自民党オール与党体制の府政に変わって40年京都府政はどうだったのか。その上で京都の経済、京都の中小企業、農業の行政はどんな変化をもたらしてきたのでしょうか。

アベノミクスの地元経済への影響

【原田】代表質問でも同僚の加味根議員からも何点か質問しましたが、自民党のアベノミクス経済対策は、私たち府民の生活実感、中小零細企業の景況感とはかけ離れたものと言わなければなりません。

異次元の金融緩和策は、円安と株高効果はあるが、实体经济刺激にはなっていません。異次元の金融緩和の結果、国債価格が日銀の買取価格しだいで決まる。また株式市場は日銀や年金積立金の買い入れという公的資金投入に支えられている、財政赤字を日銀が補填する国債の貨幣化が事実上進行する等々危険な状況が潜在化していると指摘されています。

日銀の異次元の金融緩和策は、中止すれば国債暴落、政府の資金繰りの破綻と株式市場の暴落を招き、しかしこのまま続ければ財政赤字のいっそうの拡大、日銀信用の動揺、止めるに止められない、進むに進めないそんなジレンマに陥っているのが日本経済の実態ではないでしょうか。

物づくりにおいても、日本のトップメーカーの不正問題が発生しています。大企業の企業劣化の根源の一つには企業利益最優先、株主優先があるのではないのでしょうか。物づくり産業は国内生産から海外生産に移行し、国の海外事業活動基本調査によると12年の海外生産比は31.2%が15年では38.9%と急速に拡大。自動車など48.8%と現地生産が高まり国内空洞化促進。1997年度は日本から輸出の基幹部品49.4%から2015年には21.7%に減少し、製造工程の縮小、売上が減少するなど地元経済への影響を及ぼしています。大企業などが海外生産にシフトすると、地元経済貢献は後退せざるを得ないのが現実です。

このように、国の経済・財政政策、企業活動は京都経済に否定的影響を与えているが、知事はどのように考えているのでしょうか。99%を占める中小企業の景況感をただら模様での経済状況と言うような曖昧な評価でなく、京都府経済状況をどのように知事の実感として捉えているのかお聞かせください。

中小企業に寄り添う経営支援を

【原田】京都の商工行政を考えるうえで、私たちが考えるべき基本は「府民の暮らし、命を産み育て、人生を豊かに高めていく。そういう日々の営みである」と蜷川知事が言われていましたが、府民全体を視野に入れながらのボトムアップを図る経済政策が求められるのではないのでしょうか。

中小業者を府民の暮らしの土台と位置づけた蜷川府政。画期的となったのが1966年(昭和41年)4月に創設された全国初の無担保無保証人融資でした。その直前に吹き荒れた「昭和40年不況」により、全国各地で中小企業の倒産・自殺が相次ぎました。政府は倒産の危機に直面した山一証券、大和証券救済のため、日銀を使って、無担保・無利子・無期限で両社に335億円の融資を実行します。「山一なみの融資を中小業者に」と民商等が無担保無保証人融資を求め京都でも4000人規模の決起集会が開かれ、保守も含めた業者の大同団結と運動につながっていきました。

中小業者と国民の運動に押された政府は中小企業信用保険法を改正し、地方自治体による無担保無保証人融資制度への道を開き、京都の無担保無保証人融資制度はこの改正保険法を活用したものでした。制度融資は「行政あっせん方式」を採用し、府の職員が業者の工場などを訪問し、経営調査・診断を行ったうえ、金融機関などに書類を提出する仕組みです。しかも商工会議所や業界団体、民商などの職員も登録すれば、府の嘱託を受けた経営相談員として必要な書類に記入する資格が与えられました。より身近なところでの相談、経営指導、中小企業支援が進められてきました。

金融機関や保証協会から審査上の問題点や懸念事項については行政を通じ、何が課題で問題なのか等の中小業者が自立する上での支援が行われ、公的融資が単なる金融とは違う「経営指導金融」が行われました。そこで制度融資の在り方、信用保証協への在り方と評価について伺います。2005年6月中小企業審議会「信用保証制度の在り方に関する検討小委員会のまとめ」で①保証料の弾力化②協会と金融機関の適切な責任分担③担い手の多様化④自治体制度融資の見直しがまとめられました。

そして、全国的には2005年に「制度が多く分かりにくい」と言われ、制度融資の整理・統合が行われ、2006年4月には保証料の弾力的見直し、2007年10月に責任共有制度をスタートしています。保証料の弾力的運用が事業再建・再生の中小業者や経営状況が必ずしも良くない中小企業への補償を難しくしました。全国に先駆けて山田知事は2004年4月に制度融資を経営指導金融の団体受付から金融機関窓口へと変更されています。事業者のより身近な相談相手とっていた団体受付が無くなり、融資制度も、中小企業経営に寄り添った指導融資から後退しました。

制度融資の団体受付の復活を

【原田】知事は、かみね議員の質問に対し、通常の中企業補助金を大きく見せるため、約5000件と台風被害対応も含めていい、融資実績は直近3年で2万2000件強と声高にいわれましたが、その前の3年の約2万8000件よりも21%も減少しています。2004年の制度融資を銀行受付にした以降、減少し続けています。この補助金も融資も中小企業全体の底上げへの貢献にはその波及効果が弱まっているのではないのでしょうか。

知事は中小企業の経営維持のうえで欠くことのできない資金調達的手段として制度融資をどのように評価しているのか。同時に中小企業の経営指導を京都府としてどのような支援が必要だと考えているのでしょうか。その上で今は商工会や商工会議所等の応援隊に丸投げし、行政機関に経営相談の窓口がなくなっている。過去に行政機関には中小企業の経営相談支援を行う職員がいたように、制度融資のより身近な相談窓口と相談体制の復活、さらに団体受付の復活することを求めますがいかがですか。

また、実質金利の押し上げとなっている保証料の支援を求めますがいかがですか。お聞かせください。

また、信用保証協会に関わって行政が公的資金が投入されているということで信用保証協会は代弁債権を放棄せず、さらに別個人であっても親子関係等のつながりがあると、ほとんど協会保証が受けられません。協会での債権放棄規定等も明確にして、再出発や新規起業者も支援が行き届くようにすることが必要ではないのでしょうか。いかがですか。

」

文化財修復事業への参加事業者拡大を

【原田】中小企業者関係に関わって、新制度発足の暫定登録文化財は1000件を超えたと聞きます。これまで国宝や重要文化財など文化財の修復は、京都府の登録事業者ですが、暫定登録文化財の修復等に

ついて、これまでの登録業者のみならず、より多くの事業者が文化財の仕事に携わり、伝統技術の伝承、技術向上スキルアップに貢献するような行政的支援、対応が必要ではないでしょうか。暫定登録文化財の調査、認定、修復に向けてヘリテージマネージャーの積極的要請と活用が必要ではないでしょうか。いかがですか。

事業者の裾野の拡大、若手後継者の育成を図る上で、文化財の維持、修復に携わる建設業者や瓦業者、左官業者、建築板金業者等々様々な業者の一定水準の技術確保は必要だが、より広く門戸を開けることが必要です。関係同業組合等々関係団体での技術的判断と責任ある受注を構築することが、若手後継者育成と新規参入事業者への受注機会が求められるのではないのでしょうか。

文化財修復に関わって、マンパワーの集積となる修復事業の拡大によって仕事おこしに貢献し、同時に新たな技術者の養成をしようと考えているのでしょうか。新たな技術者の養成に貢献するためにも暫定登録文化財の修復工事等についてはどのような発注と体制で進めようと考えているのでしょうか。文化財等の修復に関わる既存の同業組合や古文化研究会等の協力を得て関係事業者が広く参画を保証することが必要と思うが、どのように推進しようとするのかお聞かせください。

【答弁・知事】 中小企業の経営支援についてでありますけれども、もちろん現場感覚を持って経済状況については課題に対応すべきなんですけれども、こうした全体状況については個人の感覚ではなくて分析や統計による専門家の長い年月をかけて、蓄積された評価に基づいて判断すべきだというふうに思います。その点はまさに専門機関である蓄積のある日銀京都支店は、直近の景気判断を「拡大している」としているところであります。

こういったことは失業率が減少し、正社員の求人倍率も1.21倍と統計開始以来最高水準となるなど雇用情勢も改善しております。赤字企業の割合も減ってきておまして、倒産数も200件台となっております。平成18年の600件から大幅に減少をしておまして各指標にも現れているところであります。

ただ一方で京都府としても中小企業応援隊によるヒアリングや、中小企業団体中央会の毎月の組合調査等を基にきめ細かく状況を把握し、そして私自身も商工会や経営団体や地域の中小企業の皆さんとお話をする中で、人材不足の問題ですとか、地域のインフラ格差によって、仕事の難しさなどを直接聞いておまして、こうした実感をもとにマダラ模様と申し上げたところであります。

こうした経済状況と地域で聞いた話との差を埋めていくのが施策ではないかなと感じている次第であります。例えば、北部の中小企業の皆さんは野田川大宮間の山陰近畿自動車道、本当に待ち焦がれておりました。原田さんたちは反対されましたけれども行く度にこの話ばかり聞かされるという、それによっていかに不公平な、また不便な目にあってきたのか、こうしたことをずいぶん聞かされたわけでありまして、同じ北部の建設業でも、丹後地域では改善傾向が見られるんだけれども中丹地域は中々厳しい、ほぼ横ばいだというはなしですし、京都市内では電子部品関連産業等の製造業が改善いたしましたけれども、卸・小売業、サービス業は悪化をしています。こういうふうな形のことは私は今申し上げてきているところでありまして、それに対してそれぞれの対応をしてきているということをご理解いただきたいと思えます。

次に制度融資についてでありますけれども、行政斡旋方式では金融機関の持つ信用リスクや評価情報、ノウハウが十分に活用できていない等の意見を受ける中ですね、平成16年4月から制度融資の申し込みについては府内の取扱金融機関での受付に見直したところであります。

これによりまして申込み窓口件数は15箇所から385箇所へと、約25倍に大きく増加し、利便性が飛躍的に向上しまして、見直し前の前後の5年分の融資実績と比較しますと件数では約29000件から81000件へと約2.8倍に増加し、融資金額も3800億円から約1兆2100億円へと3.2倍に増加しています。正直いって融資がもう行き渡ったという形になってきているのが現状でありまして、そうした中で近年は少し減る傾向にあるんだというふうに思います。

そして、信用保証協会が金融機関に対して行う代弁債の割合も大きく改善し、金融機関のノウハウも活用された適正な資金供給の実施と。本当に見直しの成果が現れているのは数字を見ればこれは明瞭・明確でございます。また金融機関の受付に見直したことによってこれまで膨大な事務処理に追われてい

た斡旋融資による事務から職員が解放されまして、効率的な人員配置に繋がり、経営支援に対して専門性の高い職員も産業振興に活かせるという効果も生じているところであります。

中小企業の経営支援については経営改善、事業承継、販路開拓、資金繰りなど中小企業のニーズは様々あるため、そうした状況に応じたきめ細やかな総合的支援が必要です。そのために、中小企業応援隊を組織し、きめ細かな伴走支援を行っておりますけれども、京都産業 21 は府の別働隊でありますし、施策を適正に執行していただいております。また商工会や商工会議所は経営支援の専門員・専門家として府としても運営経費やスキルアップ支援を行っている。これは限られた人員の中でですね、丸投げというのはおかしいと思います。

皆が力を合わせていくことによってより多くの人たちが中小企業に目を向けていく。それによってしっかりとしたきめ細やかな体制がとれる、というのがはるかにいいということが私は府の状況では間違いなく言えるというふうに思っております。そしてこうした応援隊の取り組みを通じて、支援間のノウハウの蓄積や情報等の共有に繋がっていく。これをさらに、この状況を強力にしていくために京都経済センターに結びつけていきたいというふうに思っているところであります。

なお、信用保証料については、信用保証協会が日本政策金融公庫へ支払う保険料の料率が高止まりしていることも影響しているため、繰り返し信用補完制度を所管する国に対し保険料率の低下を提案しているところであります。そうしたところをこれからもやってまいりたいと思っております。

【答弁・商工労働観光部長】信用保証協会における債権放棄についてでございますが、公的資金を投入する以上、公正、公平なルールは必要であり、全国共通の明確な基準に基づいて債権放棄を行うとともに、平成 15 年から設置をしております、中小企業再生支援協議会において積極的に再生を支援しているところであります。

具体的には経営の安定に支障をきたしている企業に対しまして、公認会計士、弁護士、税理士等の専門家により再生計画の策定を支援するとともに金融機関と京都信用保証協会が協力をして再建放棄や貸付条件等の変更を実施しているところであり、その結果、保証承諾実績は全国トップクラスで、その多くが中小企業再生資金を活用し、これまでに再生実績としては約 800 社、約 2 万 3000 人の従業員の雇用維持が確保され、大きな成果をあげていると考えているところであります。

なお、保証承諾の可否につきましては親子関係等の繋がりによって一律に判断をされているものではなくて、借入金の実情など個別の実情に応じ合理的な基準に照らして判断をされております。また信用保証協会における新規起業者への支援につきましては、創業チャレンジ窓口を設置をし、商業計画の策定支援や金融機関との連携による資金需要への対応など再挑戦の方も含めて既に支援をされているところでございます。

【答弁・教育長】文化財保護等の技術の継承であります。ヘリテージマネージャーにつきましては各府県の建築士会が中心となってその育成に取り組まれており、地域の文化財の保存活動や災害時の対応等、その積極的な活動は文化財保護行政にとって有意義であると考えております。京都府ではこれに類する組織として特定非営利法人古材文化の会が 40 年近く活動をされていまして、今年度の建造物にかかる暫定登録文化財の登録にあたって約 500 件の候補物件にかかる調査にご協力をいただいたところであります。

今後も専門技術者の方々にご協力をいただき、文化財の指定等を進めるとともにこれら建造物の保存と活用においても協力体制を強化して取り組んでまいります。文化財修復にかかる事業につきましては、京都府の国宝および重要文化財建造物の保存・修理は毎年約 17 億と全国最高の事業費となっております。加えて今年度は暫定登録文化財制度を創設し 1000 件を超える文化財を登録いたしました。その修理事業に補助する制度も創設したところであり、府指定等文化財に対する今年度の修理事業費総額は昨年度比で 3 倍の約 4 億円と大幅に拡充し、事業を実施してきたところでございます。

また、技術者の要請につきましては、文化財保護技師が文化財の修理事業を始め、府指定等文化財の修理などを通じて日常的に丁寧な技術指導を行うとともに国の選定保存技術団体が実施する研修会等に

も参画をして、積極的に助言指導を行い、技術向上を図っております。その結果、重要文化財建造物の修理工事に関する入札参加資格者名簿の登載企業数は名簿を作成した8年前の66社から82社へと増加をしているところでございます。

府教育委員会では今後とも文化財建造物の修理を一層積極的に行う中で、関係機関、団体と連携し、府内企業の育成に取り組み、技術者の要請も図りながら、文化財保存技術・技能の継承に努めてまいります。

【原田・指摘要望】景気の動向の認識について、倒産の件数は減っている、確かに倒産の件数はデータバンク等の民間調査機関でもそのように出ていますが、同時に自主廃業が増えているというのが今の状況です。ですから総合的に見れば企業の減少は止まっていない。見た手違いの政策になれば府民は苦しむばかりであり、実態を率直にみての府政の運営を求めておきたいと思います。暫定登録文化財に関しては、是非この制度を足がかりにより広い事業者の参画、スキルアップ、その拡大に寄与するように求めておきたいと思います。

【原田・再質問】一点再質問をします。制度融資についてです。府民の拠り所となるべき行政が一人一人の事業者に向いているのか、直接声を聞いているのか、汗をかくことが求められている。経営指導融資の復活、そして気心の知れたところで、安心してできる相談、さらには会議所を始め各団体が求心力を高めるうえでも制度融資の団体受付の復活は必要だとも思うけれども、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

【再答弁・知事】制度融資についてはですね、しっかりと金融機関と連携してやっていかなければならないというふうに思っております、それによって幅広く、また大勢の皆さんが制度融資に関わることができて成果を上げてきたと思います。そして職員の皆さんもそうした中でやはり総合的な中小企業対策をしっかりとやっていかなきゃいけない。そういう立場からこれからも我々としては中小企業を支えていくべきだと思っております、その点から申しますと成果を上げてきている金融機関での受付をの見直しは考えているということではございません。

【原田・指摘要望】行政の効率化よりも、行政の効果をどうだすのか、ということが求められており、しっかりと行政が直接関わった支援をさらに強めることを求めて次の質問に移ります。

農家への戸別所得補償を継続せよ

【原田】次に農業問題についてお伺いをしたいと思います。

農業問題は30年問題と言われ、激変、大改悪が生じようとしています。農業の「競争力強化」プログラムにそって国会に8本の法案が可決され、戸別所得補償制度の廃止、農業競争力強化法、種子法の廃止、農業機械促進法廃止、収入保険制度や生乳生産者補給金制度等の改定が行われ、農業関連8法案の改悪で、民間のアグリビジネスがしやすい環境が作られてきました。

農水省が17年8月に発表した食料自給率は38%で前年より1%低下しています。米の大凶作を記録した1993年に次ぎ史上2番目の低さです。日本の自給率は1965年の73%以降一貫して低下しています。国は輸出産業への転換や儲かる農業と言いますが、私たちの命の保障となる食料自給率向上への手立ては何も講じず、欧米やアジアの富裕層に安心して美味しい輸出用農産物を生産奨励し、私たち国民には海外で買い叩いた残留農薬や遺伝子組み換えなど不安になる食料を押し付けるのではなく、農業で食える農家、食糧自給率を守ることが必要ではないでしょうか。今回の改定によって、京都府の農業や私たちの暮らしにどのような影響を与えると考えているのかご所見を伺います。

戸別所得補償に関わって、久美浜の大規模農業者と弥栄町の集落営農法人の皆さん、峰山の新規就農者のと意見交換を行ってきました。大規模農家の方からは、20町歩の人は所得補償で150万円の収入減

になる。転作として酒米の「京の輝き」も1町歩あたり5万円が3万8千円に切り下げられ、反当り9俵以上取らないと採算が合わないが、収量を増やすと食味が変わると、農業指導所からは、肥料を抑える指導も言われていました。

また、丹後農業学舎を卒業し新規就農者のお話は、年150万円の支援では、農地確保からの就農者は農業機械等の投資資金が足りず、金融機関に融資も受けられず断念する人も生まれていると言われ就農に意欲があっても現実には厳しい状況です。集落営農をされている農業法人では、集落で出資を募り出資金は返金しないとの約束で運営しておられるが、社長の給料は月額3000円で。法人は、耕作放棄地を無くすため、中間管理機構の制度で、圃場整備を行って効率化を図り、受託の受け皿となるように努力しています。

集落営農開始時に補助を受けて、設備は作業場、コンバイン乾燥機、色彩選別ほかで100万円以上の投資となっているが、次の更新時に機械等の助成制度がなければ、更新は不可能になると言われています。現状でも戸別所得補償を繰り入れることで何とか赤字を免れているのが実態です。国が言うように儲かる農業、競争力のある農業と言うきれいごとでは、圧倒的な農業は守れないということは明らかです。

そこで伺います。集落営農や個人での頑張っている農業者の支援には戸別所得補償継続で営農を支えること求められます。農業を私たちの食糧や自然環境、生物の多様性、何よりも自然景観を守り私たちの暮らしを支える社会コストをどのように位置付けているのでしょうか、お答えください。

京都の主要農作物「米」の生産を支えるうえで、戸別所得補償を京都府が継続するとしたら、どれだけの予算が必要なのか。試算では7億弱の予算ようだが、農地が果たす役割からしても、京都府で戸別所得補償に準じた独自施策を行うことが必要ではないでしょうか。

さらに、収入保険を経営安定対策と言われるが、加入対象は青色申告の限られたわずかな農業者対象で補償基準は5年平均基準では底なし沼となり、圧倒的農業者は荒波の大海に投げ出されることとなります。このような制度で京都の農業は守られると考えるのですか。抜本的な支援策を講じるべきではありませんか。

農業機械への支援で、機械設備は定価購入に対して助成だが、その額も値引き交渉をした方が経費を安く抑えられるとも言われるような内容で、中古機械は対象外で実質的には農業支援とはいえない状況も指摘されています。集落営農等で頑張っている農業法人や個人農業者へ農業機械更新への支援など戸別支援制度の拡充が求められると思いますが京都府の決意をお聞かせください。

また、新規就農者の独立当初の設備投資に対する融資制度の拡充や農業機械の購入助成制度の創設が必要ではないでしょうか、お答えください。

【答弁・農林水産部長】 農業者支援についてであります。昨年成立しました農政関連8法は主に比較的規模の大きな農業社を対象として経営の自由度を高めることにより産業としての競争力強化を実現しようとするものであります。本府では中山間地域が多く、規模拡大が難しいことから法の影響は限定的であります。小規模経営体にあってもメリットを上手いかす、農業者団体の取り組みにより肥料銘柄数の大幅な絞り込み、機能を縛った安価な農機具の共同発注が行われたことで資材価格が下がり一定のコスト低減効果が出ているところです。

また、京都府が特に力を入れてきた小規模でも付加価値の高い農業経営を含め農業が将来性の産業としての魅力や競争力を高めることは若者の新規就農にも繋がるもので将来に渡って食糧供給の担い手の確保に繋がり、府民生活にとっても意味があるものと考えております。

しかしながら産業としての機能に加えて、自然環境保全、災害防止、ふるさとの景観や豊かな食文化を育むなど多面的機能を有していることから本府では中山間地域の小規模な農業者や農村集落を支えていくことも農政の重要課題であります。このため里の仕事人の配置や集落営農組織の強化、支援等に取り組んできましたが、耕作放棄地の増加や高齢化を始め農村地域を取り巻く環境がいつそう厳しくなりつつあることをふまえ、農村地域の力を結集するためのマネジメント能力の向上や経済力強化のため、農業観光等、地域の魅力を活かす取り組みが進みますよう農村型小規模多機能一時推進事業費、農村型

CMOの育成でありますけれども、この予算をお願いしております。

また、米生産につきましては国の米政策の見直しをふまえ、需要の旺盛な酒米や加工用米、京野菜への転換等、京都の強みが活かせる特産物を地域が主体的にさらに生産拡大ができるよう、産地交付金等の充実を国に対して何度も強く要望しております。さらに府としても独自に、共同機械導入等による生産コストの削減や新たな販売開拓など、ソフト・ハード両面から農家の所得確保を支援する予算として京の米農家維持対策事業費をお願いしております。各農家の実情に合わせた柔軟な支援策が求められている中で財源を効果的に活かすために一律の所得補償ではなく、産業施策と地域施策を組み合わせ、農業農村を守ってまいりたいと考えております。

法制関連8法の中で創設されました収入保険制度につきましては形態ごとに農業経営全体の収入減少を補填するものであり、既存の農業共済や収入減少影響緩和対策、府独自の値下げ等経営安定対策等と併せまして、農業者が選択できるセーフティ・ネットの幅を広げたものであります。京都府といたしまして、全ての農家が自らの経営方針に応じて必要な制度を適切に選択することが重要と考えておりまして、農業改良普及センター等を通じて青色申告の普及も含め各制度の加入要件、メリット等について現場への丁寧な説明と周知に努めております。

地域農業を守る集落営農組織や農業者グループにおける機械等の導入につきましては、これまでから支援をしております。新たに地域農業の後継者が営農を開始するために必要な機械、施設の整備に対しても支援をすることとして、今議会でも関係予算をお願いしております。

また、新規就農者についてもこれまでから独立初期の負担を軽減するため、農業機械のリースや機械設備の導入にかかる補助制度、無利子無担保の青年等就農資金を始めとする融資制度の活用によりまして、安定した農業経営が開始できるよう支援をしております。こうした支援に加えまして、リースや経営相談でしっかりと個々の営農を支えるため、関係機関が連携して農業者を伴走支援する京の農業応援隊活動によりまして、経営規模の大きさに関わらず多様な担い手を支援してまいります。

【原田・指摘要望】今、農業資材については安い価格での提供などと言われておりました。結局、農協を解体し、大企業の儲けの場を作る、提供するというだけということがこの間多くの方々から指摘をされている内容です。また集落営農を今のままでは先行きがない、交付金がなければ継続困難、後継者もできない事態になっている。こういった声がたくさん寄せられています。今こそ農業を守る、そのための施策をどう講じるのか、戸別所得補償制度の復活、そのものが農業支援に繋がるということを申し上げて質問を終わらせていただきます。

地域の実態や住民の要望をふまえた保健医療計画に

【光永】日本共産党の光永敦彦です。通告により知事並びに関係理事者に伺います。

まず、京都府保健医療計画と医師確保策についてです。

今年、2018年4月から医療や介護にかかわる計画が一体的に見直されるとともに、国民健康保険の都道府県化や、診療報酬と介護報酬の同時改定も行われるという団塊世代が75歳を迎える2025年、高齢者人口がピークとなる2040年を前に、2018年はその行方を決める重要な節目です。こうした中、これまで5年サイクルの「京都府保健医療計画」が6年サイクルとなり、先日の京都府医療審議会での最終案が示されました。介護保険事業支援計画を含む3年毎の第8次京都府高齢者健康福祉計画、京都府医療費の推移に関する見通し、いわゆる医療費適正化計画も6年サイクルとなり目標が義務化される等、政府は医療と介護、川上から川下まで一体的に給付費を削減する先導的役割を計画で縛りながら都道府県に担わせようとしています。

現在、検討されている京都府保健医療計画最終案は、2025年までの地域医療ビジョン・京都府地域包括ケア構想を基本にしつつ、「京都府高齢者健康福祉計画」「京都府障害者福祉計画」など関連する計画との整合を図り、一体的な事業の推進を行うものとして検討されてきました。中間案の時点では示されなかった基準病床数や指標の数値を最終案でようやく示しましたが、最大の課題は、医療提供体制と介護資源が足りず、偏在していることと考えますが、まずは実態をどう考えるか、お答えください。

また、今回の最終案では基準病床数が減ることが示されています。そもそも地域医療構想・地域包括ケア構想で示した病床数は2万9957床とし、現状より増えるとしたにもかかわらず、上位計画である保健医療計画では、結果として削減数値を示すのは計画の整合性という点でも、また実態からみても当然説明できないではありませんか。なぜこんなことになるのか明確にお答えください。

また、この間、二次医療圏ごとに地域保健医療協議会や医療構想調整会議等が開かれてきました。その際、地域の実態等について患者さんのニーズや府民からの意見を交換することはあるべきと考えますが、傍聴が認められてきただけで、住民的な意見交換の場はありませんでした。そのため、地域ごとの医療や介護の偏在等について課題があるだけに、現状認識と今後の方策等については、地域住民の皆さんに説明し、住民的な要望も聞いていくことは避けて通れないと考えます。その点、今後の方針と具体化はどうされますか、お答えください。

常勤医師の確保のとりくみ強化を

さて、地域保健医療協議会では「5疾病・5事業・在宅医療というふうに各論を論じてきたが、大きくそれらを横断的に考えると、人材不足ということがあるかと思う。中部・北部はそれが大きな問題と思う」との意見もがされているとおり、医療と介護の切れ目ない連携や5疾病5事業の充実等推進しようとした場合に、病床の確保とともに、医療従事者の確保、中でも医師の確保は極めて重要です。

わが党西協議員が代表質問で指摘したとおり、医師の絶対数が足りず診療科も偏在となっています。もともと北部医療センターを開設する際に、医師派遣機能を強化し、また北部をフィールドにして、総合診療科を開設し、スーパージェネラリストを招聘して「総合診療医の養成による地域医療のこれからの将来をつくり上げていく」と山田知事は述べてこられましたけれども、ところが、常勤医師は減り、一方日替わり派遣が常態化して、北部医療センターでは、切実となっている訪問診療もできておらず、さらに「オール京都で医師確保」を求める中作られた「京都府地域医療支援センター・KMCC」では、キャリアパスの制度が、毎年5人の応募をかけておられますが、この6年で内科・総合診療科ではわずか3人とどまっている等、必ずしも実際に現場で機能しているとはいえません。

そこで伺います。内科・総合診療科の医師配置の実態をどうとらえておられるのでしょうか。また内科・総合診療キャリアパスの取得がこれだけにとどまったのはなぜでしょうか、お答えください。

こうした中、今春から新専門医制度が実施される予定です。これまで私は新医師臨床研修制度や2015年12月議会には、新専門医制度について質問してきましたが、この制度は、地域医療への影響への不安の声が大きく、実施が延期されてきていたものです。新専門医制度が、都道府県による病床数と機能の管理に続き、医師についても都道府県に管理・コントロールさせる仕組みが連動しないことが重要ですが、当面、この制度導入により医師不足に拍車がかからないようにすることは喫緊の課題と考えます。

今回、新専門医制度は、昨年に卒後2年目の臨床研修医の約9割7989人が募集し、現在第二次募集が開始されていますが、今のところ京都府では70名となっているとお聞きしています。例えば北部の病院では、すべての診療科がないため、研修ができるのかという問題があり、また内科は連携施設の場合、大学病院に2年間、連携施設には1年しか医師が派遣されません。これまで後期研修医を受け入れていた医療機関では三分の一の期間に、また基幹施設でも2年になってしまう可能性があります。

このため、今回の新専門医制度の実施にあたり、派遣期間が大幅に減ることがないような対策が必要と考えますが、実態がどうなるのかについての検証と対策はどうされますか、お答えください。また、日替わり派遣の実態についての実情を掴み、改善策について今後の見通しについてお示しいただくとともに、地域医療構想調整会議で医師不足等について、本格的に論議を開始すべきと考えますが、いかがですか。

【答弁・知事】 まずは、保健医療計画の中で、現在の医師や介護人材の現実であります。これは、大変大きな構造的な問題があると思います。これから、いよいよ高齢化社会に入っていく。その時には65歳以上がですね、三分の一を占めていく。それに対して、少子化でそれを賄う若手層がですね、育ってこない。まさに、日本全体が抱えている大変大きな問題がある。そうした問題に対しましては、やはり、一つにはみんなで支え合って行かなければこれはどうしようもない。全員ができることをやっていかなければどうしようもないという問題があるか、それとも、人口構成を変えるような思い切った国策を講じるか、大変、二者択一を迫られるような構造的な問題があるということは、光永議員もご存じの通りだと思います。そうした中で、私どもはできる限り、府民の皆様の生活を守るために、医師の問題についても養成に育んでまいりました。ご存じのように、京都府の意志というのは、人口1人当たりでは日本で一番多い形になっております。しかしながら、私どもの社会において、医師を無理矢理「どこそこに派遣する」とか、「あそこに行け」というのは難しいわけですから、そうした中で、例えば府立医大の地域枠の設定ですとか、与謝野海病院の府立医大附属病院化、こういう形ですと地域偏在を無くす方法を取ってまいりました。それによって、かなり医師の派遣も含めて充実したのはご存じの通りだと思います。

共産党のみなさん、これに反対されましたけれども、数字が成果として現れていると思います。さらに、ナースセンターを北部に設置し、看護師確保のための就業支援、そして高齢者の在宅療養を医療・介護・福祉人材による多職種チームで支えるしくみづくりなど充実努めてきたところでもあります。その結果、長い年月をかけて、かなり改善はしてきているということで、高齢化が進む中でまだまだ偏在があり、まだ不足があるということに対しても、今回も地域包括ケアの構想の具体化にむけて、地域医療充実、医師の研修環境の向上など、一層の医師確保や在宅療養者を支援する要介護者を、関係団体と連携して育成するといったことを、30年度の予算にも盛り込みながらですねこの問題に対応しているところでもあります。

病床数についてでありますけれども、保健医療計画における基準病床数は国が設定いたしました2015年時点の国調ですね。この人口構成にもとづき、病床数を国の示した数字に基づいて算定したものでありまして、これは実際の病床数と異なっているのはよくご存じの通りだと思います。それに対しまして、地域包括ケア構想におきましては、75歳以上の高期高齢者が約16万人もこれから増加する2025年時点における人口構成に基づき必要と見込まれる病床数及び機能別病床数を明示しているものでありますから、この時間的な差と現実との差と、この2つの差の中からですね、病床数の差になって現れているものであります。あくまで基準病床数は基準病床数でありまして、私どもが国とはまた違う姿勢をとってですね、幅のある柔軟な病床数の確保に望んでいることはご承知のとおりだと思います。

今回、計画の改定にあたりましては、市町村介護保健事業計画との整合性を図り、府民や市町村、地区医師会や関係団体にもご参加いただきまして、審議会でご議論いただきますとともに、昨年12月にはパブリックコメントを3週間実施いたしまして、府民の皆様のご意見をふまえ、最終案を策定いたしました。今後とも医療審議会や保健所ごとで開催いたします地域医療構想調整会議や地域保健医療協議会を公開で開催し、関係者等のご意見を伺いながら、誰もが住み慣れた地域でそれぞれの希望にそった医療と介護が提供ができる限り受けられるよう努めてまいりたいと考えているところであります。

【答弁・健康福祉部長】 医師確保についてでございますが、府内の平成28年の総合診療科を含みます内科医師数は3048人と10年前と比べて10%増加しています。人口10万人当たりいたしますと117.0人と全国平均87.1人を大幅に上回り、また、各圏域でもこの10年間で16%増加しているところであります。KMCC・キャリアパスハ大学等に属さずとも専門医や認定医を取得することができるコースとして平成24年度に創設いたしました。総合内科、総合診療確保数は研修期間を4年間とし、最大5人の受け入れが可能であり、現在4名が研修期間を終了し専門医取得の見込みでございます。うち2～3名の方が引き続き府内医療機関で勤務されているところでございます。

新専門医制度についてでございますけれども、一昨年、そのプログラムが明確にならない中で、厚生労働省や日本専門医機構に京都府として要望いたしまして、1年間延期されたところでございます。この4月から始まります新専門医制度は、現在1次募集が終わり 全国で臨床研修が終了する方の約9割が専門医研修に応募されているところであります。府内の各病院の募集に対して、京都府としても積極的にPRをした結果、今年度府内で卒後2年間の臨床研修を終了される方を上回る274名が専門医研修に応募されたところであります。

こうした、京都府における専門医研修医の希望される方が、地域医療を守る観点からも都市部に集中することなく中北部の医療機関において勤務され、専門医を取得できるよう研修環境の向上や指導体制の充実などを支援するための予算を今議会にお願いしているところであります。今後とも、地域医療センターが核となり、専門医研修を実施する医療機関に地域偏在に出ないようコーディネートするなど、府立医大や関係機関と連携し一層の医師確保に努めてまいります。

医師派遣につきましては、常勤医師の確保が厳しい中、地域の中核病院であるへき地拠点病院からの派遣等により、へき地診療所への外来を担うとともに北部医療センターにおきましては附属病院化による派遣機能強化によりまして、高度専門医療を提供するなど地域医療に貢献しているところでございます。また、平成27年度に各圏域で設置した地域医療構成会議においては、医師や医療従事者だけでなく今後の地域での医療提供体制についても病院、地区医師会などの関係機関の方々とすでに検討を開始しているところでございます。

【光永・再質問】 3点再質問をします。1つは、地域保健医療協議会、今後公開して意見交換していくという話がありましたが、これまでですね、住民の方と意見交換する場が実質なかったというのが指摘したとおりで、今後についても、新しい最終案が成案した時に今後、計画について実態がどうかということを、しっかりと住民との関係で意見交換することが必要だと思うんですけども、その点については、公開にとどめないで、どうするかということについて考えがあったらお答えください。

第2点目は、地域医療構想のベッド数と保健医療計画の基準病床数についてですが「別物だけど整合性を図る」と言われました。今後、療養病床の扱いが変わることを考えていくと基準病床数は全体として減る方向に改定されることは想像できると思うんですね。また、一般病床についても平均在院日数が減っていったら、国が縛りをかけて減らそうとしていることを考えますと、こちらでも減る可能性があります。そうすると当然、計画の数字そのものの単純比較はできないわけですけど、掲げた2万9957床。つまりベットを増やす方向でいくのかどうかですね。これについての根拠をぜひ説明を求めたいと思います。

3点目は医師確保についてです。まだまだ足りてないし偏在があることは認められたとおりでございますけれども、新専門医制度が今後実施されていくことにあたり、保健医療計画にも「医師確保ができるようキ

キャリア形成を支援」ということで、先ほど一部答弁がありましたけれども、本来、医師不足対策は、環境の向上だとかコーディネートということをおっしゃるんですしたら、例えばカリキュラムの調整だとかですね、京都府が責任を持ってやらないと、医師不足地域には医師が行かない可能性があるんじゃないかと。そこまで踏み込んだ対策を求めますが、その点はいかがでしょうか。以上3点お答えください。

【再答弁・知事】 まず、我々としましては、きちっと地区の医師会です関係者の皆様、この方々は住民の声を反映されている方々でありますから、そうした方々と調整会議を行って行き公開していくことによって、また住民の皆さんの意見をパブリックコメント等できちっと循環させていく。こういう形をとるのが一番正しいので、なにをもって住民、どういう範囲で住民、どういう方法でと言われてもそこは中々難しいんじゃないでしょうかね。そうした点でいきますと、いまやっているやり方というのは住民の皆さんの意見をくみながら、住民の皆さんの意見を聞ききちっとしたシステムを通じて保健医療計画をつくっておりますので、これからもそうした観点でやっていかなければならないと思います。

それで、基準病床数の問題でありますけれども、例えば2010年の基準病床数は2万47864床でした。しかしながらこの15年になって、今の病床数は2万9千まで増えているんですね実は。まさに京都府がしっかりと地域医療をやってきた。ただ、空き病床とかが出て来ている場合がありますので、中身を一つひとつ丁寧にしながらあるべき姿を考えて行くというのが我々のやり方であります。

【再答弁・健康福祉部長】 医師確保に係ります専門医等に係るカリキュラム等についてでございますけれども、新専門医制度のカリキュラムそのものにつきましては、学会等が一定検討されていると私どもは認識しております。ただ、症例数でありますとか、各地域の医療機関で経験できるものにつきましては、拠点病院であります府立医科大学、京都医科大学等々と連携するなかで、各圏域においても各地域においてもしっかりと専門医が取れるように私どもとしては、支援してまいりたいというふうに考えております。

【光永・指摘要望】

基準病床数については、二つの計画の整合性をもたせることが課題ではありません。必要なベッド数を確保することが課題でありますので、そのためにも、京都府が保健医療計画を今後適切に見直すと言っておられますけれども、それが国の医療費やベッド削減の方向とならないことが大前提で必要です。そのためにも計画の説明とか継続的な意見交換をもちろん開業医さんから意見を聞くことは大事だと思うんですけれども、やっぱり、患者さんや当事者の声を直接聞くことも必要だと思うんですね。強く求めておきたいと思います。

医師確保については、様々な課題がありますけれども、少なくとも京都府が責任を持って医師確保をするんだと、オール京都でやるんだと言って来た経過からみても、京都大学ともよく連携してですね、新専門医のカリキュラムの事なども含めてですね、医師不足が生じることのないよう努力していただくことを強く求めて次の質問に移ります。

ヤングケアラーの実態把握と相談窓口の設置を

【光永】 次にヤングケアラーについてです。

ヤングケアラーとは、高齢者や障害のある方、病気など、介護が必要な家族がいる場合に、大人が担っている介護の責任を引き受け、あるいは代替し、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものことと言われております。もちろん介護を部分的に担うこと等は、すべて否定されるものではありません。しかし、今日のヤングケアラー問題とは、貧困と格差が広がり、また高齢化が進む中、介護保険制度をはじめ、社会資源が足りないもとで、友達や勉強、学校生活や就職にまで影響を与えるなど、過重になっている問題として新たに起こってきています。

2016年1月～12月にかけて、大阪歯科大の濱島准教授らが大阪府の公立高校10校でヤングケアラー

調査を実施され、約 5200 人から回答がありました。その報告では「自分がケアをしている」と答えたのは 272 人で、その内容は家事が最も多く、次いで力仕事、外出時の介助・付き添い、感情面のサポートなどと続くなど、幅広いケアを担っていることがわかりました。また 33.5%が「毎日」と答え、「週に 4、5 日」が 11.8%と、半数近い生徒がほぼ毎日のように関わり、「4 時間以上」ケアに関わっている生徒も、学校がある日で 14.3%、学校がない日では 22.8%に上るなど、学業や学校生活にも影響があると思われるケース、中には小中学生の頃からケアに関わっている生徒もありました。

また、新潟県南魚沼市では市立小中学校などの教員にアンケート形式調査が行われ、約 25%の教員からクラスにヤングケアラーが存在しているのではないかと、との回答がありましたが、実態の把握はこれからの課題と考えます。

ヤングケアラー問題が起こる背景には、介護を担う人手の不足、世帯の経済的な大変さ、施設への入居や入院という選択を取ることができない、頼れる身内がない等、社会的要因から生まれていると考えられています。そこで、本府としてこれらの問題の原因をどう認識し、解決のため、まずは実態を把握し分析をすることが必要と考えますが、どうされますか。お答えください。

さて、私にも「お母さんが働きにでて夜帰るのが遅くなるため、介護が必要な祖母のご飯や介助をしていて、受験が不安」などの相談があるなど、様々な困難をかかえる家庭の場合もあります。このため、学校現場で課題を把握することは必要ですが、生徒が自ら抱えている問題を語ることは困難で、しかも学校現場では、医療や介護と連携した対応をすることは、容易なことではありません。そのため、身近に相談できる専門家もおらず、孤立し相談できず、一人で頑張り続けざるを得ない生徒もいると考えます。したがってヤングケアラーが困った時に気軽に相談できる電話も含めた窓口の設置が急がれると考えますが、いかがですか。

京都では「家族のケアを担う子ども・若者をテーマにした事例検討会」が京都市ユースサービス協会主催でこれまで 5 回実施されてきているともお聞きしています。事例検討を通じて、対策を積み上げていくことは非常に大切と考えます。その際、地域包括支援センターや保健所、保健センター等とのかわりも必要になると考えます。同時に、その場に参加している若者が自ら事例を語ることも自身も当事者同士のコミュニケーションの場としても重要です。SNS も含め、こうした場の検討も具体化すべきと考えます。いかがですか。お答えください。

保護者や地域の納得と合意のない高校再編計画は白紙に

【光永】質問の最後に、公立高校の在り方について伺います。公立高校入学者の前期選抜検査が目前に迫っています。今年入学した子どもに直接影響を与える高校再編・統廃合が、丹後通学圏で起こることになります。それは京都府教育委員会が平成 32 年度から 14 キロ離れた加悦谷高校と宮津高校、20 km 離れた久美浜高校と網野高校を統合し、それぞれの学舎を残す「学舎制」の導入・実施を予定しているためです。

これにより現在の中学 3 年生が高校 3 年生になる年から学舎制がスタートすることになりますが、府教委からは高校生活が具体的にどうなるのか、どの様な影響を受けるのか、全く情報が示されておりません。その結果、保護者から「高校 3 年生時に学校がどうなるのか、情報がないまま進路を決めなければならない。」「3 年間変化がない単独校の峰山高校普通科だけ希望が集中し、競争倍率が高くなっている」「府教委は子どもたちへの影響をどのように考えているのか」など不安や怒りの声が噴出しています。

そこで、まず伺います。このような不安が広がっている状況をどう把握し、どの様に受け止めておられますか。お答えください。

教育長は、12 月議会本会議で学舎制見直しを求める我が党議員の質問に対して、「生徒数が大幅に減少するなかで子どもたちの教育環境を維持し、さらに充実を図ることを考えて丹後地域の学舎制を導入することとした」「財政の効率化や教育コストの削減のためではない」と答弁されました。我が党議員団は、2 年前に学舎制が導入されている岡山県真庭高校でお話をうかがいましたが、「それぞれの行事や生徒会活動など学校を運営せざるをえない」、「校長や教務主任等が 2 学舎に 1 人となり、予算も 2 学舎あ

っても1校分しかつかない。」「部活の合同練習や行事をするにも移動が必要。バス代の経費が大変で取り組みを縮小せざるをえない。」と説明され、その時、校長先生は「1校1学舎の方がよい」と率直な思いを話されました。

そこで伺います。学舎制は、2校から1校2学舎となっても2校分の教員、予算が確保され、教員や予算削減をしないと明言ができますでしょうか。また、部活の合同練習はどうなるのですか。さらに部活や行事等の経費は、誰がどういった形で負担するのですか。これらについて具体的に説明を求めるとともに、どのように教育環境の充実を図るお考えですか。お答えください。

府教育委員会が昨年3月に「統廃合」「学舎制導入」の方針を決定して以降、丹後・与謝の保護者や住民から「学舎制を見直し、単独校として残すこと」「学科編成は多様な進路選択ができる普通科を柱にして行うこと」「小規模校のメリットを最大限いかす教員配置」などを求める署名2152筆が知事と教育長に提出されています。なぜ、こうした声が寄せられるのでしょうか。それは、府教育委員会が行った「保護者アンケート」では、「本校継続」が32.4%と最も多く、「学舎制」は16.9%と最も少なく、「普通科教育」を求める声が84.8%と、「今のままの充実してほしい」という声が圧倒的多数であり、保護者の合意が得られませんでした。ところが府教育委員会は、アンケート結果を歪めるだけでなく、保護者や住民の声を聴くことすら実施していないためです。

そもそも丹後通学圏は、交通不便な地域で、通学にかかる経費負担が大きいのも特徴です。これに加えて高校間・学舎間の格差を生み出すことは、これ以上の困難をもたらすのではないのでしょうか。このため我が党議員団は、保護者や地域の納得と合意が得られていない高校再編方針は一旦白紙に戻し、生徒や保護者、住民の声を聴くことが必要ではないかと繰り返し指摘し、求めてまいりました。府教育委員会は「高校や市町の意見を聞いて検討している」「今年度中に取りまとめをおこない周知する」と答弁してこられましたが、なぜ真摯な説明と保護者・住民との議論をなぜ行わずにきたのですか。平成32年にこだわらず、3月末に取りまとめて決定とせず、生徒・保護者・住民に丁寧に説明を行い、議論する場を設けるべきです。いかがですか。お答えください。

【答弁・健康福祉部長】 ヤングケアラーの実態把握と支援策についてですが、大阪歯科大学浜島准教授らの質問紙調査によると、高校生の約20人に1人が「何らかの家族のケアをしている」と答えているところです。ヤングケアラーについての正式な定義が無い中でケアの内容は身体的な介助から、家事、外出の付き添い、病院施設へのお見舞い、声かけや見守りなど多岐に渡り、頻度も様々であり、またその実態を定量的に把握分析することは困難な状況と考えます。家族のケアに係わることは、「家族で支えることの大切さを学び、思いやりの心を育み情緒豊にする」など、すばらしい面も多い一方で、過度な負担となれば、子どもたちにとって学業や学校生活に支障が生じることもあり問題があると認識しているところです。

背景には高齢化の急速な進行や核家族化、少子化の進行、共働き世帯や1人親世帯の増加などが考えられますが、子どもが置かれている状況はひとり一人異なることから、個々の児童・生徒ごとにその状況や課題をしっかりと把握した上で、関係機関と連携し適切な支援に繋げていくことが重要であります。

児童・生徒はとりわけ、家族のことはあまり言いたがらず、学校において遅刻や欠席、宿題の忘れ、保健室に良く行くなど学校生活の変化の中で、個別面談や家庭訪問を実施し、その状況を学校内で共有しているところです。スクールカウンセラーや学び生活アドバイザーの専門的な知見もふまえ、保健所や市町村の地域包括支援センターとも連携する中で、児童・生徒や家庭のサポートに努めているところです。

また、このような状況に置かれた子どもたちの家族の相談については、これまでから京都府教育センターに設置した「ふれあいすこやかテレフォン」、京都府家庭支援総合センターや児童相談所の窓口、精神保健福祉総合センターのこころの相談電話など様々な窓口で相談に応じるとともに、ケースワーカーやケアマネージャーなどの専門職も、それぞれの立場から介護者の状況を把握し相談援助や必要な支援を実施しているところです。

子どもたちひとり一人が置かれた個々の状況を踏まえ、日頃の人間関係の中で、悩みをうち明け共有

し支え合っていることが子どもたちにとって望ましい環境であると考えており、子ども食堂や居場所など子どもたちが集う場を活用し、学校やスクールカウンセラーとともに連携しサポートしてまいりたいと考えております。

【答弁・教育長】丹後地域における府立高校のありかたについてであります。12月議会でもお答えしたとおり今年度末に各高校の学款をお示しし、今年の秋頃には部活動のあり方を含め、それぞれの教育内容などの詳細を説明会などで説明をさせていただく予定です。昨年7月に発行した、中学生と保護者向けのパンフレットにおいても、こうした予定をお示ししており、丹後地域の中学校からはご指摘のような「不安の声があった」という話はいただいておりませんが、今後とも丁寧な説明や情報提供に努めてまいります。

学舎制につきましては、財政の効率化や教育コストの削減を目的とするものではなく、生徒数が大幅に減少するなかで、生徒が希望する進路に応じた授業選択を可能とするなど、教育環境の維持、充実を踏まえていこうというものであり、そのために必要となる教員や予算について確保を踏まえてまいりたいと考えております。また、部活動の合同実施につきましては各高校間で検討をいただいているところであり、その内容も踏まえた上で学舎間の移動手段の確保等を含め、経費負担の面にも配慮しながら検討してまいりたいと考えております。府教育委員会といたしましては、地元市町など様々な立場からのご意見を受けとめながら、平成32年度の実施に向けて時期を失することなく、しっかりと準備できるよう各校とともに責任をもって進めてまいります。

【光永・指摘要望】ヤングケアラーについては、確かに新しい課題です。全力を上げて取り組んでいただきたいと思うんですが、先ほどの答弁の中に、背景に高齢化だとか共働きだとか1人親家庭が増えているだとかおっしゃいました。確かに、現象的にはそういう側面はあるのかと思いますけれど、問題は、なぜ私が「実態調査すべきだ」といっていることにもかかるんですが、貧困格差が広がっていると。ケアする側が。それが、子どもたちにも影響を与えているんだと。だから、問題は、家族介護が大変だということだけではなくて、それが、子どもの今後の成長だとか、学力にも直接影響を与える段階まで来ているんだと。だから貧困格差という角度からしっかりと分析しないと、突っ込んだ対応ができないんじゃないかと。窓口たくさん置いているから大丈夫ですという話じゃないでしょと。貧困格差が見えないことをわかるようにしていく、可視化していくのが行政の今新しい役割だと思ってます。まして、介護の社会資源が少ないわけですからね。そういう意味では一般的に高齢化だから、共働きが増えているから大変だということじゃない段階に来ているという認識をするためにも、ぜひ実態把握をまずしていただくように強く求めておきます。

高校問題については、中身を示さないまま入試が行われていく子がいるということは今後にとっても非常に不安じゃないかというふうに思います。私どもが紹介した声は、「聞いてない」とおっしゃいますけれども、これは、おかしいですね。住民の皆さんも直接、府教育委員会にも行ってですね紹介したような声は伝わってるわけでしょう。聞いてないなんてことはおかしいじゃないですか。聞かれた方おられますよね。だから、それ聞いてないというのはですね、これまったくおかしい話だと思います。やっぱり、住民の声も聞いて学校のあり方なんかもまだまだ合意されていないので、その声を聞いたうえで協議をすると。協議をするのであれば32年度に急いで決めていくというのは間違いだと思いますので、丹後通学圏の再編計画はじっくり議論しなすことを求めて質問を終わります。

ひきこもり者の実態を把握し寄り添った支援を

【島田】日本共産党の島田敬子です。先に通告しております数点について、知事並びに関係理事者に質問いたします。

まず、長期化・高年齢化するひきこもり者への支援についてです。昨年、京都府が実施をしましたひきこもり実態調査で、京都市内を除く、府下の民生児童委員さんと民間支援団体の協力を得て、把握されたひきこもりの方が1134人、そのうち、44%が行政や医療機関、NPOなどの支援を受けていないことや、全く家からでない人が22%、10年以上のひきこもりが28%、40歳以上が377人と全体の33%に上るなど、ひきこもりの長期化や高年齢化が進んでいること、そして、年齢層が高いほど生活が苦しくなっていること等、深刻な実態が明らかになりました。

また、昨年、KHJ 全国ひきこもり家族会連合会が行った調査では、ひきこもりになった年齢の平均が22.9歳、現在の年齢が、40歳代前半が多く、ひきこもり開始から約20年にわたってひきこもりと向き合っている現状があり、就労・就学に結びついているのは21.3%という結果でした。家族が何らかの窓口相談に言った経験があり、特に病院などの医療関係の相談窓口が多かったものの、福祉サービス需給につながったものは22.4%にとどまり、支援が途絶したものが44.8%と、行政の相談窓口などの有効性に対する失望感がかさなり、支援が途絶したことが報告されています。家族が高齢化し、相談するエネルギーもどんどんなくなり、地域とのつながりを全く持たずに孤立したまま、家族ごとひきこもっているケースが増え、病気、親の介護、経済的な困窮など、問題が複合し、日常生活が追いつめられるまで表面化せず、親子共倒れのリスクを抱えた家族があると指摘をしております。

先日、民間支援団体が主催する集いに参加をし、ひきこもりの当事者と家族の皆さんのお話を聞きました。集まった家族は70歳80歳とご高齢の方が多く、長期のひきこもりの子どもさんを抱えた方ばかりでした。中学校でいじめにあい20年間も部屋に引きこもったまま、母親との会話も拒む息子さん、23歳大学卒業時の就職活動でつまずき、22年間もひきこもり強迫神経症を患った45歳になる息子さん、ひきこもった息子に暴力をふるわれ、それから逃れるために家出を繰り返す日々だったという奥さん。大切な家族なのに、長年にわたってコミュニケーションがとれず、絶えない夫婦げんかやゴミ屋敷と化した息子の部屋などなど、ひきこもりの家族の皆さん方の壮絶ともいえるくらしの実態を知り、衝撃でした。

一方、これらの家族に寄り添い、長く外部との関係を断った若者たちの心に寄り添いながら、家庭訪問活動や居場所をつくり、ひきこもりで悩む親たちで作る家族会を組織し、支援するなどの支援者の取り組みを通じて、若者たちが心を開き、自立に向かう事例等も数多くあると聞きました。

支援者の皆さんは、「1人孤独で過ごし、将来を絶望し悩み、時折、襲う、死にたいという若者たちに、生きていてよかったねと伝えてくれる仲間や生存保障のメッセージを発信できるのが私たちだ」と粘り強く活動しておられました。このような民間支援団体の皆さんとも協働しながら、行政側としてなすべき専門的な支援は何かを検証し、そのための体制強化が必要と切に考えました。

そこで伺います。今回の本府のひきこもり実態調査結果について、いくつかの数値や特徴が報告されましたが、さらに詳細な分析や検討について、お聞かせいただきたいと思っております。また、行政などの支援の状況が不明という方が504人という結果についてはどのように考えておられますでしょうか。さらに、これまでの取り組みの評価と課題について、伺いたいと思っております。

ひきこもり者や家族が相談しやすく安定的な支援体制の確立を

【島田】来年度予算案では、実態調査で把握した支援を受けていないとみられる500人に対して、民生児童委員や民間支援団体の協力を得ながら、専門支援へとつなぐとされています。「チーム絆地域チーム」を編成する民間支援団体については、これまでも訪問支援事業やネットワークづくり等に尽力いただい

ているわけですが、委託にあたっては、プロポーザルで選定し、1年毎に契約されている現状でございます。ただでさえ、財政運営が厳しい状況にあり、支援者、家族ともに、次年度に継続できるかどうか不安を抱えていらっしゃると思います。本府事業を受託する民間支援団体への安定的且つ継続的に支援が必要であると考えますがいかがですか。中山間地域を抱える丹後地域、山城地域などでは交通も不便であり、訪問に多くの時間と経費も必要であります。財政支援の拡充が必要と考えますがいかがでしょうか。

家族などが利用する民間支援団体等の相談料金については、初回の相談料が3万5,000円とか、その後の継続的カウンセラーにも1回1万円とか、経済的負担がおおきく、途中で支援が中断することもあると伺っております。行政による無料相談事業の強化のほか、継続的支援に向けた民間支援団体の協力も不可欠でありますから、本年度、支援団体への補助制度を創設し、スタッフの人件費も対象とされましたが、さらに利用者の負担軽減についても直接支援が必要であると考えますがいかがですか。

【答弁・知事】 島田議員のご質問にお答え致します。引きこもり支援についてでありますけれども、今回私も実態調査を行いました。民生児童委員さんとそれから支援機関、京都市内は残念ながら民生児童委員さんのご協力を得られなかったのが支援機関による調査になったわけでありましてけれども、こうした中で1134人のひきこもりの把握、その内、未支援のひきこもりが504名ということになります。その中で調査結果では引きこもりは30代まで増加をしていって、40代は減少するけども高水準、50代はさらに減少するという傾向が出ております。20代までは不登校を引きずっているケースが多いんですけども、30代から40代にかけては就職の厳しい時代であったともいえると思いますが、雇用情勢の影響が感じられる、就活に失敗とかですね、職場の人間関係が上手くいかなかったということもかなりの割合で出てまいりました。

そして40代から50代にかけては親の退職、死亡などがありまして非常に生活状況が厳しいのではないかなということも考えられる状況がございました。ですから減っているといってもそれが前向きに評価できるような状況ではないというふうに思っております。もちろん1人1人が置かれている状況は異なっておりますので、これから本当に対策を講じるうえでは本人や家族とも接触する中で状況をさらに詳細に把握分析する必要があります。

そのため、まずは今回判明いたしました未支援者の皆様を中心に、早急に支援を届ける必要があるということで現地訪問型支援を行いますと共に、これだけの人数に対応していくため体制強化が必要ということで所要の経費を当初予算案に計上し審議をお願いしているところであります。

こういう実態調査はあるんですけども、それについて未支援の判明者について戸別訪問までしてやってというのは全国でも初めての取り組みになるというふうに思っております。

京都府では、今まで平成18年度に支援ネットワーク連絡会議、職親制度、ポータルサイトという現在の脱ひきこもり支援の土台を構築してまいりました。

それ以外に、チーム絆の編成、脱ひきこもり支援センターの設置など体制を整理をしてまいりました。また、京都府若者の就職等への支援に関する条例を制定し、困難を抱える若者が再チャレンジできる仕組みを創設いたしますと共にジョブパークを通じた就職など、就労支援も強化しましてさらに居場所を通じた社会適応訓練も補助し、切れ目のない支援を実施してまいりました。

その支援実績は昨年12月末現在の累計で訪問来所相談を中心のべ9400人に上り、約400人が職親事業による就労体験や基礎的就職支援事業による訓練で自立へと進むことができました。

これで一定の体制、これを積み上げていくノウハウは蓄積をされたわけでありまして、それだけにこれから調査の結果判明した未支援者504人にまず支援の手をさしのべることが一番の専決だというふうに考えております。全戸訪問により状況を把握したうえでセンターやチーム絆が方針を決定し、伴走支援を行いながら、問題や状況に応じて居場所やフリースクールの活用、職業体験、医療福祉サービスへのつなぎと本人の状況に合わせた適切な支援を届けていきたいというふうに思っております。

これがですね、未支援者が判明したときのその後のアクセスについて一貫して体制を整えていくのは本当に全国初になると思いますので、このノウハウをきちっと活かして、経験を分析して、まだまだ我々は判明していないひきこもりの方は議員ご指摘のようにですね、プライベートに関わる状況ですし、家

族が隠されることもありますし、本人との接触も難しい事例など大変厳しい状況がございますので、こうした幅広くですね、支援の届いていない引きこもり者の判明に努めてそれを活かした支援というものを大きな第一歩にしていけたらな、というふうに考えております。

【答弁・府民生活部長】 チーム絆の契約についてであります。各地域で訪問、来所相談を実施しております地域絆地域チームにつきましては、利用者がよりよい支援を受けられますよう、ひきこもりの当事者及びご家族等に対し共感し、励ましながら当事者の状況改善、自立支援、及びご家族の負担軽減を図るため、訪問支援や常設相談窓口の設置、引きこもり経験者等の相談員の配置などを義務付け、公募型プロポーザルを実施しております。

チーム絆が4チームとなった現行体制以降、6年間で1回事業者の変更がございますが、その場合でも当事者や家族が戸惑うことがないよう事業者さんで確実な引き継ぎを行うなど適切な指導を行っているところでございます。また、今回の実態調査の結果をふまえて、これまで相談窓口を設置しておりませんでした丹後地域と山城地域に新たにチーム絆地域チームを設置し相談体制を4箇所から6箇所に拡充するための所要経費を今回でお願いしているところであります。

地域チームをより身近なものへと体制を充実させるとともに訪問相談支援に要する経費についても適切に手当てすることとしております。

民間支援団体による活動につきましてはひきこもりの方々に居場所を提供し、絵画、音楽、スポーツ等を通じて社会適応の促進を図っていただいているところに対し、今年度から補助制度を創設し、これまで14団体を支援したところでございます。無料、または1回数百円程度の低廉な利用者負担で安心できる居場所の提供に繋がっているものと考えております。

また、相談訓練支援を行っている団体で有料のところといいますのは事業者により専門性の高いソーシャルスキルトレーニングという対人行動の習得訓練ですとか、心理カウンセリングなど特別なノウハウ、あるいは専門スタッフによる支援を行っているものであります。

なお、脱ひきこもり支援センターやチーム絆におきましてはどなたでも相談できるよう無料で相談を行っているところでありますので、積極的にご利用いただければと考えております。

【島田・再質問】 ご答弁をいただきました。今回の独自調査をふまえて、昨日来議論がありますようにまだこれは氷山の一角ということでそれらも含めまして調査も必要かと思いますが、まずは、支援が届いていないとみられる方々の訪問、そして支援に繋げるといことはとても重要なことだというふうに思っております。その取り組みに力を発揮していただく民間支援団体の活動が、安定的で健全に行われるよう、補助金の増額をふくむ支援の強化を求めておきたいと思っております。予算を聞いておりますと、1件400万円程度で人件費が出るか出ないかという大変な額であるとうかがっておりますので、更なる努力を求めておきたいと思っております。

一方、ご家族の皆さんのお話を聞きますと、保健所にも行ったし、医療機関にも相談に行ったし、ひきこもり支援センターにも行ったし、家族会や研修会に参加をしたけれども、さて我が子はどう解決するのか、見通しがつかないまま10年20年と過ぎてしまった。みな、それぞれに背景が違い個別の問題がある。個別の事例の相談に乗って、寄り添う支援がほしい。どこへ行けば自分の子どもにあった支援が受けられるのかわからない。道のりは遠いと話されているのが現状でございます。

家族会の調査を紹介いたしましたけれども、途中で相談が途切れてしまったということなどはですね、しっかり検証が必要であると思っております。あれこれやっているとメニューを紹介されましたけれども、例えば精神保健福祉の第一線の相談窓口である京都府精神保健福祉総合センターや保健所等の体制が今のままで十分なのかどうか、さらには市町村や医療機関と連携したアウトリーチ等の取り組みも、まだまだ拡充が必要な分野であるというふうに思っておりますが、このあたりの総括と課題はどのように考えていらっしゃるでしょうか。あわせてお聞かせいただきたいと思っております。

それで、ひきこもり家族や支援が届いていないあるいは相談さえせずに諦めている家族もあって、市町村段階でまだまだ掘みきれていないという現状がありますので、さらなる検討を求めておきたいと思

いますがいかがでしょうか。

【再答弁・府民生活部長】まずは保健所、あるいは医療機関等との連携体制がいかがかということでございますけれども、今回、チーム絆、地域絆地域チーム、これを現行府内4箇所から保険福祉圏域にあわせて6箇所に拡充をすると、こういう予算をお願いしているところでございます。こうした中で各圏域で民生児童委員ですとか保健所、市町村等、関係機関とのネットワークを強化していきたい、このように考えているところでございます。

それからまた、利用者負担の軽減についてでありますけれども、ひきこもり支援と申しますのはまずは相談対応があって、そして社会適応に向けての居場所、そしてさらにその先の就労訓練、こういうふうに一連で繋がっているわけでございます。相談対応につきましては今ほど申し上げましたようにチーム絆地域チームの方では無料で対応している、しかもその体制を拡充しているということでもありますし、居場所については補助金を通じて無料ないしは低廉な形で提供させていただいている、就労訓練につきましても職親を利用いただければご本人の負担というのはかかってこない、ということでありまして、京都府といたしましてはこういう形で体制の方をしっかりと充実させてきておるところでございます。

その上でなお、利用者負担の軽減をどうかということでもありますけれども、今ほど申し上げましたように民間支援団体で有料、かつそれが高額であるというケースにつきましては、これはかなり専門的なノウハウあるいは手法をつかっておるといったようなところもございまして、どこまで公的支援でカバーしていくか、こういう問題であろうかと思っておりますけれども、私どもの考え方といたしましては今ほど申し上げましたように、その体制をしっかりと作って、なるべく無料ないしは低廉な形でご相談、あるいは居場所、社会適用訓練、就労体験等、というものを提供していく、というものでございますのでご理解を承りますようよろしくお願いいたします。

【島田・指摘要望】今後の訪問活動を通して、色んな明らかになる課題が出てくると思いますが、検証をいたしまして、今後の取り組みへ反映されるよう要望をいたします。ひきこもりの段階によって支援の内容が大変異なります。

何より、住民の身近なところで、敷居の低い相談窓口が必要であると考えます。2017年から、生活困窮者自立支援法に基づいて設置された市や保健所に暮らしと仕事の相談窓口、設置されておりますが、自立・就労支援のほか、民間支援団体の力を借りてひきこもりの専門相談にも対応されている自治体もあります。

そこでは、ひきこもりの家族を抱えた方も多いと聞いております。このような取り組みについては、市町村による温度差があります。国においては今国会にも生活困窮者自立支援法の見直しが検討されておりますが、相談体制を強化せよ、というのですがいくら財政を支援してくれるのか分からない、ということですから国に対しても必要な財源を確保されるよう要望するとともに市町村への支援をお願いしておきたいと思っております。

ひきこもりの若者の多くが、児童虐待やいじめ、不登校を経験しています。残念ながら本府においてもこれらが増え続けている、本当に悲しい、胸が痛む事態でございます。これらの背景には、国連子どもの権利委員会も勧告をするような、過度な競争的な教育や不安定雇用の拡大など「弱肉強食」の社会が、若者に挫折感を与え、競争的価値観や自己責任論、貧困の下で、そこからの回復を支える人と人とのつながりを希薄化させていることがあるのではないのでしょうか。

それらの根本的解決が必要です。子どもの貧困の解決へ、独自の実態調査を行うとともに、子育て支援策の強化や本府の教育施策についても真摯な検証をお願いをしておきたいと思っております。指摘をいたしまして、次の質問に移ります。

チャイルド・マルトリートメント（子どもへの不適切な養育）を防止するための啓発・研修を

【島田】次に、チャイルド・マルトリートメントでございます。

私は、先日、同僚議員とともに、このほど、出版された「子どもの脳を傷つける親たち」の著者である、福井大学・子どものこころの発達研究センターの友田明美教授をお尋ねし、お話をお聞きしてきました。友田さんは、児童虐待で失われる多くの幼い命と向き合い、日本で虐待された人々へのケアに取り組むとともに、虐待が脳に与える影響を研究されております。日本では、虐待を脳科学の側面から研究する活動がほとんどない現状の中、これらの事実や研究成果をより多くの人々に伝え、虐待の恐ろしさを知ってもらうことが医師としての使命であり、虐待を未然に防ぎ、影響を最小限にしておくためには医療や福祉だけでは不十分であるとして、全国各地での講演活動など精力的に取り組まれております。

マル・トリートメントは、子どもへの不適切な養育のことで、幼児をひとりで留守番させることや、子どもへの直接的暴力にとどまらず、面前DVによる影響も大きく、しつけのつもりで行う子どもへの罵倒、体罰、ネグレクトや子どもへの性的虐待、学校やスポーツクラブなどでの指導者による過度なしごきや体罰なども含まれるとのこと。脳の成長発達が著しい胎児期、乳幼児期、思春期において、養育者によるマル・トリートメントが脳を変形させ、脳機能を低下させ、その結果、愛着障害や暴力的な衝動が生じる、社会生活が困難になる、ひきこもりになる、薬物依存となるなど問題が生じるとのことです。

友田さんは、これらを予防するための、早期発見、早期対策、早期治療などが予防的対策が重要であるといわれる一方、自分の将来像を描く高校や大学の時期に、マル・トリートメントの正確な知識を普及することは大変効果的だとして、北陸3県の高校や大学で、マル・トリートメントが子どもの脳に与える影響について講義をされたそうです。

受講した高校生は、「自分が親になった時の将来像をイメージできた」「マル・トリートメントで脳が傷つくとは知らなかった」との感想を寄せています。若者は妊娠・出産して初めて「親」になりますが、突然「親」になるため、子どもとの関わり方が解らない。スキンシップの大事さ、視線を合わせて子育てすることの大切さとともに、脳科学の研究成果に基づく講義を行って大変効果的と伺いました。

そこで伺います。府立高校等ではすでに、デートDV等について啓発する授業などもあるようですが、虐待が脳に与える影響等の問題も取り上げてはいかがでしょうか。また、新年度予算で、産後ケア従事者に対する妊産婦のメンタルヘルスケア等の研修経費が計上されましたが、母子手帳などでの広報、妊婦検診や母親教室などでの活用、保健師や教職員、子育て支援などにかかわる専門職における啓発、研修が必要と考えますがいかがですか。

発達障がいの早期発見・療育のための体制充実を

【島田】次に、ひきこもりなどの予防のためにも必要な発達障害児への切れ目ない支援についてです。市町村では、順次、子育て世代包括支援センターが整備をされているところです。こうした中、長岡京市では、2016年から市役所の医療健康推進室の一角に専任の助産師さんによる「子育てコンシェルジュ」相談窓口を開設し、支援が必要とされる家庭には保健師による定期的な家庭訪問に繋げて妊婦さんの支援を行っています。

発達障害が疑われる子どもへの継続的支援のための「発達支援ファイル」として「リンクブック」をつくられました。リンクブックは、家族あるいは本人が、支援やアドバイスを必要とする人の成長発達、家庭生活、集団生活、通院、福祉サービス利用状況などを記録し、保育所や学校の先生、保健師、行政職員、病院等を利用する場合に活用するものです。これらについては府下市町村でも取り組まれていると思いますが、自治体による取り組みに格差が生じていると考えます。特に、財政規模の小さい自治体については、保健師などの専門職を正規職員として増員するなど、人材の養成と確保、財政支援の強化

が必要と考えますがいかがでしょうか。

また、発達障害の早期発見・早期療育のため、京都府子ども発達支援センター及び花の木医療センター、舞鶴こども療育センターなどの発達障害の専門医療機関の体制の充実が必要です。子ども発達支援センターではこの間、お医者さんが増員されたものの、発達診断を待つ期間は3か月、44人という話もありましたが、子どもは成長を待てないわけですから、大阪など他府県に行かざるを得ない状況もごございます。そして、その後の療育へつながるのは1年2年先という現状は早期に解決する必要がありますが、今年度の増員計画についてお聞かせください。

ソーシャルワーカーの配置を求める市町村の声に応えよ

【島田】次に、家庭児童相談室についてです。平成17年4月児童福祉法改定に基づいて、市町村の第一義的な相談窓口の役割とともに、要保護児童の適切な保護を図るための要保護児童対策地域協議会の事務局の役割も持つこととなったのが家庭児童相談室です。平成29年4月法改正では、家庭や地域における継続的な支援や虐待の防止を行うこととなりました。

児童虐待相談が急増しています。たとえば、京田辺市では、平成26年度対応件数は154件であったものが、平成28年度対応件数は260件となっております。受理ケース増により関係機関の調整、検討会の開催そして準備など、家庭児童相談員の負担が大変重くなっていますが、相談員4名は全員パートや臨時職員であり、その上、病欠や退職などにより、相談員が不足し、受理ケースに対する家庭訪問や面談相談等ができなかったケースもあるという現状です。

一方、家庭児童相談所の相談対応・判断が難しいケースについては、児童相談所京田辺支所に電話を掛けるものの、児童福祉司が不在で対応できないことがよくあるとの声が出されています。家庭児童相談室に正規でソーシャルワーカーの配置が必要です。

市町村からは本府に対して、情報提供や養成、財政面も含めた人材確保への支援とともに、児童相談所の職員増など体制強化及びケースワーク等の資質向上を求めておられますが、これらの要望にどのようにこたえられますか。お答えください。

【答弁・健康福祉部長】 マル・トリートメントは不適切な養育あるいは虐待とも訳され、とりわけ子どもを対象としたものに対しては、暴力、暴言やネグレクトなど明らかな虐待だけではなく、子どもの人格を傷つけるような兄弟や友だちとの比較、育児に熱心なあまり、行きすぎた過干渉などが繰り返されることにより、子どもの健全な成長に影響を及ぼすものと言われております。

これまでから児童虐待の未然防止、予防という観点から、愛情を持って子どもを育み命を次世代に繋いでいくことの大切さなどについて、啓発普及を行ってきております。教育委員会に基づき家族の大切さや子どもを生み育てる意義について学ぶ体験プログラムなどを、府立高校で9割を超える51校で実施している。30年度に中学校でも展開する予定です。

また、市町村においては、子どもへの接し方、抱っこや沐浴などを学ぶパパママ教室や親子講座等を実施しています。さらに保健所においては、発達障がい等の特性に応じた対応を必要とする子どもと保護者に対して、子どもの行動への理解や、褒めてしかる育児のコツなどを盛り込んだペアレントトレーニングや母子カウンセリング事業を取り組んでいるところです。

加えて、来年度から、児童虐待等未然防止のため産科スタッフなど産後ケア事業従事者などに対するメンタルケアなどの研修に係る予算を今議会をお願いしているところです。今後とも市町村や教育、保育団体、医療機関等との関係団体に子どもの健やかな育ちを支えてまいりたいと考えております。

次に、発達障害や児童虐待対応相談の拡充についてであります。母子保健と子育て支援をワンストップで相談支援する子育て世代包括ケアセンターについては、京都府ではその立ち上げや運営資源、担い手となる人材としての産前産後ケア専門医や訪問支援の要請など市町村の支援にとりくみ、昨年12月末現在、20市町村でセンターが設置されているところです。設置されていない小規模な市町村においては保健師などが全ての子育て家庭を把握しすでに母子保健と子育て支援が一体となっ

サービスが提供されているところです。引き続き地域における課題や地域資源等丁寧に聞き取り中で、市町村の実情に応じた、妊娠、出産から子育てまでの切れ目のないサービスが提供されるよう支援してまいります。

次に、府立子ども発達支援センターについてでございますが、発達障害の認知が進中で、保護者の専門医に診てもらいたいとのニーズの高まりもあり、平成28年末においては8か～9ヶ月程度の待機をお願いしていた状況です。この状況を改善するため、今年度診療体制の充実強化を図り、専門員の増員を行ったところ29年末には40名を切り、3ヶ月程度の待機と大幅に短縮いたしました。引き続き発達障害の基礎知識や外来での対処方法などについての研修を実施するとともに、発達障がい診断ができる医師の養成、確保に努め支援に繋がるよう施策を起こしてまいりたいと考えております。

また、療育につきましては、市町村が実施する乳幼児健診や5歳児のスクリーニング等で療育が必要と判断された乳幼児に対しては、速やかに開始されているところでございます。

次に、家庭児童相談室についてでございますが、昭和30年の旧厚生省の通知にもとづき、家庭児童問題の総合的な窓口の設置を市に求められ、府内すべての市において地域の状況に応じて運営されており、児童福祉法の改正による平成16年度からは、要保護児童対策地域協議会の調整機関を担っていただいているところです。

このため、京都府では家庭児童相談員を含め、市の職員を含め児童虐待などの様々な家庭問題に適切に対応できるよう、児童福祉司の任用資格取得などの家庭問題対応力向上研修を実施するなど、人材確保の育成支援に取り組んでいるところです。また、児童相談所の体制強化につきましては、増加する児童虐待に対応するため、一層の体制強化を図ることとし、虐待対応協力員の増員にかかる予算を本議会をお願いしているところです。

児童相談所の体向上のため、経験年数にそった体系的な専門研修や課題対応型の研修を実施するとともに、スーパーバイザー研修をはじめとする全国的な研修に順次派遣するなど手厚く児童相談所の職員の資質向上に勤めているところです。

【島田・指摘要望】 マル・トリートメントについてですね、私は看護師として医学教育等も勉強したからでしょうか、やっぱり脳科学の側面から具体的に脳が傷つくというこの研究成果について非常に深刻だと思ったんです。その後の、色々な事例に繋がるわけで、その点を今色々やっておられる事業の中に組み込んではいかがかということに要望したわけでありまして。検討していただきたいと思っております。

先日の本会議の知事答弁で、児童虐待件数が3年で1.5倍になったと、初期対応等の効果の表れであり、一時保護等が必要な重度のものは減少し、中等度、軽度のものは2倍に増えた。そして、家庭内での面前DVが繰り返される等の心理的虐待が増えていると答弁がございました。マル・トリートメントという視点に立ちますと、けがをするような暴力にとどまらず、面前DVも含めて、心理的虐待が、子どものこころを傷つけ、脳の変形や委縮まできたし発達障害やうつ病などの精神疾患を誘発して、ひきこもりに追い込まれていくということを考えるべきだと。

そして、子どもたちたちへの重大な権利侵害であることをまず、認識すべきであり、その認識に立つならば、必要な相談体制を整備することを怠ることは許されないと思うわけでありまして。児童相談所の体制において、虐待対応協力員、非常勤2名の増員にとどまらず、専門職を正規職員で増やし相談体制の強化をすべきだと私は申し上げています。

市町村の体制強化への支援をさらに強化をすることが必要ですが、スクールソーシャルワーカーも家庭児童相談員も、就労支援相談員など、専門職でありながらだいたい皆さん非常勤待遇。だから定着はしないし継続的な支援に繋がらない問題もあるわけですね。このような大事な市町村の事業に財政支援も含めて支援をしなければ、スローガンだけではいけないということを思うわけでありまして。発達障害児者の相談、早期の療育の問題、市町村は頑張っていますが、やっぱり縦割り行政はまだ続いていて、自らの仕事の中身に対しては真摯に検証いただきまして、体制整備も含めまして強力に取り組んでいただくことを求めて、質問を終わります。

【他会派の一般質問項目】

2月13日

●能勢昌博議員(自民・長岡京市及び乙訓郡)

1. 京都府土地開発公社について
2. 向日が丘共生型地域づくり構想について
(1)向日が丘共生型地域づくり構想について
(2)向日が丘支援学校について
3. 新たな社会福祉施設支援制度について

●四方源太郎議員(自民・綾部市)

1. 北部産業創造センターについて
2. 南北格差解消に関する北部人事について

●堤 淳太議員(民進・長岡京市及び乙訓郡)

1. ひきこもりの実態調査を踏まえた今後の対策について
2. 国民健康保険制度の都道府県化について

●田中英夫議員(自民・亀岡市)

1. 地方自治の更なる発展について
2. 京都スタジアム(仮称)建設について
3. 桂川上流圏域整備計画について
4. 京都・亀岡間ダブルルートについて

2月14日

●林 正樹議員(公明・京都市山科区)

1. 京都府における「持続可能な開発目標(SDGs)」の推進について
2. 京都府域におけるコンテンツ・ツーリズムの展開について
3. 住宅用火災警報器の交換勧奨に係る取組について

●田中美貴子議員(民進・宇治市及び久世郡)

1. 福祉領域におけるワンオペレーションの課題について
(1)ワンオペ育児(産後クライシス)について
(2)ワンオペ介護(身体拘束)について
2. 発達障害「心のケアセンター」の設置について
3. 府民とのパートナーシップとNPO活動のあり方について

2月14日

●藤山裕紀子議員(自民・宇治市及び久世郡)

1. 洛南病院整備基本構想について
2. キャリア教育について

2月15日

●磯野 勝議員(自民・向日市)

1. 米政策の転換への対応について
2. ひとり親家庭の子ども達等への支援拡大について
3. ムスリム対応のハラール食の普及について

●片山誠治議員(自民・南丹市及び船井郡)

1. 今後の地方自治のあり方について
2. 通級指導教室について

●小鍛冶義広議員(公明・京都市南区)

1. 京都産品の海外販売開拓支援事業について
2. 京都子育て支援医療費助成制度について
3. 私立高校無償化に向けた取組について
4. 不登校児童生徒対策について

●上倉淑敬議員(維新・京都市伏見区)

1. 地方創生について
2. 交流人口の拡大について
3. 府営住宅駐車場の管理業務について

●北岡千はる議員(民進・京都市左京区)

1. 4期16年の府政運営について
(1)子どもに優しい施策について
(2)女性の活躍支援策について
(3)雇用問題について
2. 時代に応じたサイバー攻撃対策について